

暴風警報・暴風雪警報・特別警報時における生徒の登下校について

【 特別警報 … 大雨特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報・大雪特別警報 】

1 始業時(8:35)前に上記の警報が発表されている場合

〔 ※ 学校所在地(四日市市)、居住地、通学経路地のいずれかに発表されている場合 〕

- (1) 生徒は学校に登校しなくてよい。
- (2) ただし、警報が午前11時までに解除された場合、2時間の余裕をもって生徒は登校し、解除されてから2時間後にその日の授業を始める。
- (3) 午前11時においても、なお警報が解除されない場合は当日の授業は中止する。
- (ア) 上記(2)の場合、登校に危険が予想されるか、または登校が困難な生徒は登校しなくてもよい。その場合は、担任に連絡をいれること。
- (イ) 登校途中で警報が発表された場合は、ただちに帰宅する。その場合は担任へ連絡する。

2 始業後に上記の警報が発表された場合

- (1) 学校は原則として、ただちに授業を中止して、速やかに生徒を帰宅させる。生徒帰宅については、学校は保護者へ連絡をとる。(または生徒が保護者へ連絡)
- (2) 安全に帰宅させることが困難と認められる生徒については、安全な場所に待避させ 保護するとともに、保護者へ連絡する。

3 高潮特別警報、波浪特別警報、その他の注意報又は警報が発表されている場合

- (1) 平常通り授業を実施する。
- (2) ただし、登校に危険が予想されるか、または登校が困難な生徒は登校しなくてもよい。その場合は、担任に連絡をいれること。

東海地震に関連する情報及び発生に対する対応について

発表される情報	時間帯	学校の対応	生徒の行動
東海地震に関する調査情報	在校中	平時と同様	平時と同様
	登下校時		
	在宅		
東海地震注意情報 または 東海地震予知情報(「警戒宣言」)	在校中	授業打ち切り 休校	教職員の指示に従い、帰宅経路の安全に注意して下校する。(本人あるいは担任から保護者へ連絡する。)
	登下校時	休校	帰宅経路の安全に注意して自宅に引き返す(本人から保護者と担任へ連絡する)
	在宅	休校	自宅で待機し、各地域の自治体の指示に従って行動する。
東海地震が発生した場合	在校中	避難 授業打ち切り 休校	避難訓練の要領で避難した後、帰宅可能であれば、安全に注意して帰宅する。(担任(本人)から保護者へ連絡する)帰宅不可能な場合は学校に待避する(担任(本人)から保護者へ連絡する)(四中工は避難所に指定されている)
	登下校時	休校	帰宅可能であれば速やかに自宅へ引き返す。そうでない場合は通学路の途中の避難所へ行くか、本校が近い場合は本校に待避する。(本人から保護者へ連絡する、また、途中の避難所で待機の場合は学校へも連絡する。)

暴風警報・暴風雪警報・特別警報発表時の定期考査の日程について

【 特別警報 … 大雨特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報・大雪特別警報 】

1 午前6時までに警報が解除された場合

予定通りの時間割でテストを実施する。

2 午前6時から8時までに解除された場合

10:35 ~ 10:45 SHR

10:50 ~ 11:40 1限目

11:55 ~ 12:45 2限目

※ 3限目のテストは翌日以降に延期する。(放課後までに連絡する。)

3 午前8時から11時までに解除された場合

13:15 ~ 13:25 SHR

13:30 ~ 14:20 1限目

14:35 ~ 15:25 2限目

※ 3限目のテストは翌日以降に延期する。(放課後までに連絡する。)

4 午前11時の時点で解除されていない場合

当日は臨時休校となる。翌日は予定通りその日の時間割で実施する。

休校となり、テストができなかった日のテストは、試験最終日の翌日(休日の場合は休み

明け)へ日程をすべて移し、テスト後は、平常授業を行うことを原則とする。

ただし、状況によっては変更する場合がある。

☆☆☆ 生徒手帳 18・19ページ 参照 ☆☆☆

「きずなネット」でも連絡しますので、まだ、登録をされていない方(本人と保護者の両方)は、ぜひ登録してください。